

“民主主義の危機”を考える

国民の人権や意思をないがしろにして無謀な戦争に突入し、多くの尊い命を奪ったこの国のあり方を、根本的に改めるために民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義を柱とする日本国憲法を定め、国民は、二度とそのような過ちを繰り返さないことを誓い、こぞって懸命働いて再建を図って来ました。その結果、現在の繁栄を築くことができたのですが、昨今、三本柱の一つである国民権がないがしろにされる現象が次々と起きています。

一つは、沖縄に米海兵隊垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイの普天間飛行場への配備の問題です。政府は、「飛行の安全性に最大限の配慮がなされる」と安全宣言をしましたが、人為的ミスが起これば最大限の配慮も無に帰すことは原発事故の例をあげるまでもなく明らかです。示されたいくつかの「安全確保策」は、人為的ミスをカバーする技術が欠けているために、墜落事故を起こしているからです。

そのオスプレイが、弾薬も積んで沖縄中を飛行するのは、去る9月9日、沖縄県宜野湾市で配備に反対する沖縄県民大会が開催されましたが、普天間飛行場に隣接する普天間第二小学校の校長先生は、「子どもたちの命を危険にさらすオスプレイの配備は何としても阻止したい」、「米軍がいくら安全と繰り返しても相次ぐ事故が危険性を実証している。子どもたちの命を

守らねばならない」と決意を述べました。知事をはじめ県内全市町村長と議会などあらゆる団体が結集して開かれた県民大会で示された切なる願いの総意が踏みにじられようとしている現実があります。これは、民主主義を根底から否定し、戦後67年間、植民地的基地政策を沖縄県民に押し付けている現実は、「構造的差別」の表れではないでしょうか。

二つ目は、福島第一原発の事故です。人間が完全に制御する技術が出来ていない中で、国と東京電力は「システム中枢領域」の安全性には、巨大地震・津波はないことにして原発は安全だと推進してきました。しかし、地域住民の生命・健康・生活・仕事・人生はもとより、地域の共同体（絆）・教育・保育・医療・経済・大地・森林・海洋等の安全性神話は、3.11でその本性を現し無残にも崩れ去りました。英国の経済学者シューマッハーは著書で「原爆より平和利用（原発）が人類に及ぼす危険の方がはるかに大きいかも知れない」と警告していたことが的中した出来事でした。

「幸福は経済の拡大にあり、科学技術が無限の未来を開く」といういわゆるケインズの考え方にもとづいた経済優先の政策によって、人権尊重の精神は二の次にされ、多くの国民の原発「0」の民意は踏みにじられようとしています。主権者である国民一人ひとりが、二つの事例を通して我が国の現状に目を開き、進むべき道について真剣に考える時ではないでしょうか。

近世部落の人々の生活と仕事

1. 近世被差別民の生活と仕事

近世において「賤民」として差別されていた人々が携わっていた仕事には、どのようなものがあるか主なものを拾い上げてみると、

尻（宿）、廻坊、院内、青屋、春駒、萬歳、猿まわし、ささら説教、鉢叩き、籠叩き、ひにん番、鬘牛馬処理、皮なめし、太鼓屋、雪踏つくり、履物直し、草履づくり、刑吏などをあげることができます。

注：尻、百姓身分ながら、賤視されていた人々

院内：唐を売り、正月に家々を訪れ遣才の寿ぎを行う者、占いや祈禱をしていた。陰陽師ともいう。

青屋：町人身分ながら、賤視されていた人々、垂染を生業にしていた。



図1 江戸時代、長崎の町人、1800年

賤民身分の「えた」は、農業従事のほか「鬘牛馬処理」の役が課されていました。

江戸の場合、先に拾い上げた「鬘牛馬処理、皮なめし、太鼓屋、刑吏」はえた頭・弾左衛門の支配下の「えた」身分の人々の専業となっていました。

「ひにん」身分の人々は、ひにん頭・善七の支配下にあり、弾左衛門の徵発を受けて犯罪人の刑の執行や街道の見張り番などに従事していました。

これらの人々の他に、大道芸などを生業とする人々がいました。江戸初期に戦乱がおさまって天下が平定され余剰人員となって失職した武士たちが、同じ境遇の長崎・磯右衛門のもとに集められ、仕事はひにん支配、身分は町人に落

されました。これらの人々は、「乞鬘」と呼ばれ、これらの人々は、概ね次の様な仕事を専業にしていました。（「乞鬘頭書上」）綾取、猿若、江戸萬歳、辻放下、操り、浄瑠璃（瑠）、説教、物真似、仕形能、物讀（読）、講釋（釈）、辻勧進

これらの人々は、身分は武士から町人に落され、賤民身分のひにん頭に支配されることになりましたが、廃業すればひにん頭の支配から抜けられる人達で、「世は元和・徳武（げんえんぶ）といわれる平和な時代だ。徳武の僅は武器を置いてひと休みするという意味から、武芸の稽古よりも手品や歌声のほうが役に立つ。もう仕方がないではないか」と大勢は納得し混乱を避けることができたのです。

2. 被差別部落の人々の生活と仕事

先述のとおり「えた」身分の仕事の主なものは、鬘牛馬の取扱い・革作り・燈心の販売・皮細工の製造・街仕置者御用途等で、これらは江戸・関八州に限らず諸国の「えた」の職業であって、権益と共にその身分をつなぎとめる襖でもありました。

(1) 鬘牛馬処理

牛や馬は農業をはじめ、人々の生活に欠かせない大切な生き物で、牛馬が死ぬと「牛（馬）さんまい（三昧）」と呼ばれる場所へ運ぶか、「えた」身分の人に引き取りにきてもらっていました。「えた」身分の前身である中世の清目・河原者が、行

学習のページ

なっていたケガレを掻く清めの仕事が淵源であるとされています。

これらの身分の人々は、引き取った牛や馬を用途別に無駄なく利用できるように解体を行いました。

皮：太鼓の革、武具、手袋、履物など
肉：味噌漬にして「くすり」といって金持ちが食べた。

脂：一度溶かしてヘッドとして使用
食用あるいは、除虫として使用

血：薬、肥料として使用

毛：肥料、刷毛、化粧毛、筆に使用

角・爪：細工物に使用

骨：肥料や火薬の材料として使用

にかわ：皮くず・脂・筋などを煮詰めてつくったもの。墨の材料、接着剤、漆器の下塗りに利用。

解体すなわち皮剥ぎから皮なめしに至る作業工程は、かなりの手間と日数がかかり、なおかつ汚れ仕事であり、高度な技術と知識が必要な仕事なのです。

(2) 皮なめし

皮革の工程については、水揚げ(脱毛)から皮伸(皮張)まで16工程ほどを経てはじめて細工用の鞣(なめしかわ)が出来上がります。この鞣は大坂渡辺村の皮革問屋に納められ、諸国に売りに出されていました。しかし、独占していたわけではなく、鹿皮白靴(皮)は、京都の八幡科手村を中心とする白革師が特権を保持していました。互いの商圏拡大指向から京都・大坂はもとより江戸においても鹿革白靴をめぐってぶつかりあうことになりました。

享保8年(1723)年8月28日伊兵衛以下9名の八幡御用勝武染下地

師は、三条天部村のえた喜兵衛と六条村えた三郎兵衛と申者、鹿の白皮商売新規に相企てたとして、その差止めを東町奉行所に願ひ出たのです。

①鹿皮白革職は町人家業であり、「えた」村が鹿革白革商売すれば、我々も同職となり、迷惑千万である。

②鹿革白革は牛馬の皮とは品格が別である。

③大坂においては、「えた」の鹿皮白革商売は禁じられている。

というもので、商圏侵害に対する自己権益の防衛の意図はもつともながら、底流には「えた」村に対する極めて強い差別性を露呈したものでした。

この白革師の訴えに対し、天部・六条・川崎の三村は8月4日口上書を奉行所に提出しました。

①勝武染は分格であり、我々は染めていない。

②鹿皮白靴は皮田商売である。

③すべて四足の類は皮田商売であり、八幡科手村の商売差止め要求は不屈千万である。

12月8日に、奉行所は、すべて四足の類は皮田商売であるという天部・六条村の主張を認め、八幡科手村の敗北で一先ず幕がおりたのでした。

(3) 雪踏づくり

雪踏は、草履表の裏に革をつけたものをいいますが、当初は高級品として武士や僧侶の履物でしたが、元禄のころからしだいに町人層にまでひろがっていきました。近世の「えた」身分の者は一般に皮革業に従事していたといわれているが、京都や大坂など分業が(4ページにつづく)

お知らせ

21回「人権を考える集い」開催模様について

10月6日(土)午後1時30分から講師に、羽衣国際大学の向出佳司教授をお招きして「茶の間、職場、街かどの人権〜今、求められる地域力〜」と題して講演をしていただきました。

講演は、親子関係、保育園児から大学生までの人間関係について、保育・教育研究実践から学んだことを、事例を示しながら分かりやすく、時にはグジャレをまじえてユーモアたっぷりに話していただきました。

人間関係をよくするためのコツは、「聴く」「観る」「語る」であり、自尊感情(自己肯定観)は「幸福観」の火種で「あんたなら、あんたのお蔭、あんたにしか」などで語りかければ子どもは必ず育つ、これを人間関係を築くコツとして「フィンガー5」メッセージにまとめられた。また、地域での実践活動として、桜井の“生き生き茶論”を例にとりあげ、“共生・参画・行動”が地域づくりの3本柱であることを示された。軽快な話しぶりで、時間を忘れて楽しく充実した一時を過ごすことができました。(広報部)



(3ページよりつづく)

発達したところでは、「えた」身分の者は皮なめし業に携わるのみで、なめされた革をつかった細工の仕事を行うことは許されませんでした。雪踏づくりは、その例外として、多くの「えた」村がこの製造に携わっていました。

ただ、「えた」村の者が雪踏づくりはしても、日常的に店をはって売ることには、あくまでも商人の職分だったので、許されていませんでした。

しかし、年に2回、盆の入りと暮れだけは、橋のもとに店を出すことを許されていました。主に中下層の町人が雪踏を履くのはこの時期であり、この二度の店出しで大きな利益をあげることができました。また、雪踏は高級な履物だったので、履き捨てる事はなく、何遍も修理して履かれていました。それに応じたのが雪踏直しで、これも「えた」身分の仕事でしたが、江戸においては、「ひにん」もこの仕事に従事していました。

履物関係の仕事は、被差別部落の生活を支える重要な産業でした。例えば伊勢表という草履表の生産地だった伊勢国一志郡田村の例をみると、近代初頭の地区の収入は約250円でしたが、明治4年には、売払高5万1百足、この代金は、実に440円82銭8厘でした。

(「三重県部落史料集 近代篇」P27) この史料からそのことがよくわかると思います。

